

<p>出席者紹介</p>	<p>ございますが、今回、日進市内の社会福祉法人から、介護老人福祉施設の定員増の相談がありましたので、御検討の程、よろしく願いいたします。</p> <p>最後に、報告事項ですが、愛知県地域保健医療計画別表が昨年10月25日に更新されましたので、その変更内容について御報告させていただきます。</p> <p>本日は時間の許す限り皆様の御意見を頂戴したいと思いますので、忌憚のないご意見をよろしく願いいたします。</p> <p>(事務局：皆藤次長)</p> <p>ここで、本日御出席いただきました構成員の皆様を御紹介いたしますのが本来でございますが、時間の都合もございますので、机上の出席者名簿と配席表をもちまして、御紹介に代えさせていただきますことを御了承下さい。</p>
<p>傍聴者確認</p>	<p>なお、本日は傍聴者がございます。傍聴者におかれましては、お手元の傍聴心得を遵守していただきますようお願いいたします。</p>
<p>資料確認</p>	<p>次に、本日の会議資料の確認をさせていただきます。資料は、事前にお届けさせていただいておりますが、御確認をお願いいたします。</p> <p>(「配布資料一覧」による資料の確認)</p> <p>なお、資料3-2の愛知県地域保健医療計画別表の25頁から26頁分につきまして、本日差し替え分を机上に配布させていただきましたので、差し替えをお願いいたします。又参考資料として、新型コロナウイルスに係る県民からの電話相談件数を配布させていただいております。</p> <p>資料につきましましては以上となっておりますが、不足などがございましたら、お申し出いただけたらと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>会議の公開・非公開</p>	<p>では、会議を進めさせていただきます。</p> <p>会議の公開・非公開の取扱いについてですが、この推進会議の開催要領におきまして、「会議は原則公開とする。」といたしております。</p> <p>本日は議題2件、報告事項1件を予定しておりますが、全て公開とさせていただきますので、ご承知願います。</p>
<p>会議の成立</p>	<p>又、本日は、全25名の構成員のうち、19名のご出席をいただき、構成員の過半数が出席されておりますので(その後会議中に、もう1名の出席あり)、本会議は成立しております。</p>
<p>議長の選出</p>	<p>続きまして、議長の選出ですが、開催要領におきまして「会議の議長は、会議の開催の都度、互選により決定する」となっております。</p>

<p>議長挨拶</p>	<p>つきましては、事務局から、本日の会議の議長を、東名古屋医師会 会長の金山和広様にお願いするという提案をさせていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>(事務局：皆藤次長)</p> <p>「異議なし」のお言葉をいただきましたので、皆様の総意ということで、議長は東名古屋医師会 会長の金山様にお願いしたいと思います。</p> <p>では金山様、よろしくお願いいいたします。</p> <p>(議長：金山東名古屋医師会長)</p> <p>議長を務めます東名古屋医師会長の金山でございます。御出席の皆様の御協力によりまして、円滑な議事を進めたいと思います。なお、本日の会議は、事務局説明のとおり全て公開とさせていただきます。それでは、議事に入ります。</p>
<p>議事 議題（１） 「地域医療支援病院の承認について」</p>	<p>最初に議題（１）「地域医療支援病院の承認について」、審議を行いたいと思います。</p> <p>では事務局から、本件についての説明をお願いします。</p> <p>(医務課医療指導グループ 伊佐地課長補佐)</p> <p>医務課の伊佐地と申します。失礼ですが、着座して説明させていただきます。</p> <p>資料１の１ページの「地域医療支援病院について」説明させていただきます。地域医療支援病院は、かかりつけ医を支援し、地域医療の充実を図ることを目的とした制度でございます。本県における取扱方針につきましては、「２．地域医療支援病院の取扱方針」のとおりでありまして、３に記載されておりますとおり、圏域保健医療福祉推進会議において関係者の意見を伺うこととされておりますので、今回ご意見を頂戴するものでございます。</p> <p>次ページ２ページの「令和元年度地域医療支援病院の承認に係るスケジュール」をご覧ください。</p> <p>今後の手続きについて、太線で囲ってある部分ですが、本日のこの会議での御意見を踏まえまして、３月１７日に開催予定の愛知県医療審議会５事業等推進部会に諮った上で、会議で承認をいただきましたら、３月下旬に地域医療支援病院の承認となる予定です。</p> <p>３ページ「地域医療支援病院の承認の要件について」をご覧ください。</p> <p>上段に記載してございますとおり、地域医療支援病院の承認は６つの要件「紹介外来制の原則」、「救急医療の提供」、「地域の医療従事者の資質の向上」などが法令に示されております。この６要件につきまして、厚生労</p>

働省から都道府県あての通知により「承認に当たっての留意事項」として、要件ごとに考え方が示されておりますが、そのうち、一つ目の要件である紹介患者に対する医療の提供については、具体的な数値により基準が示されており、これが下段の枠内に記載の「いわゆる紹介率・逆紹介率」であり、ここに示しました3条件のいずれかが達成されることが条件となります。

4ページから8ページにかけては、「医療法に規定する地域医療支援病院の承認要件等」を整理した表となっております。この承認要件等に基づきまして審査を行っております。

今回、地域医療支援病院の承認に係る事業計画書が独立行政法人労働者健康安全機構 旭労災病院から提出されまして、その概要書が9～13ページとなりますが、この概要書に沿って、承認要件ごとに説明させていただきます。

病床数についてですが、旭労災病院の病床数は250床ですので、3ページの承認要件④の200床以上を満たしています。

「3 施設の構造設備」につきましては、集中治療室をはじめとし、化学検査室、図書室など、地域医療支援病院として必要な法定の施設を有しており、また、医療法施行規則で定める構造設備であることについては、1月23日に現地調査を行い確認しておりますので、3ページの承認要件⑤⑥を満たしております。

10ページをご覧ください。「4 他の病院等からの紹介患者に対する医療を提供する体制の整備状況」でございますが、旭労災病院の紹介率は、紹介患者の数が前年度の実績で4,394人、初診患者の数が7,177人で紹介率は61.2%、逆紹介率は、逆紹介患者の数が5,279人で逆紹介率は73.6%となっております。従って、3ページの承認要件の下段の基準中の③「地域医療支援病院紹介率が50%以上であり、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が70%以上であること」を満たしております。

続きまして、「5 共同利用のための体制の整備状況」についてですが、(1)共同利用の実績は、昨年度共同利用を行った医療機関の延べ機関数は1,113施設で、いずれも申請者と直接関係のない医療機関でございます。又、共同利用に係る病床の病床利用率は、6.8%でございました。

また、(4)の利用医師等登録制度における登録医療機関数でございますが97施設で、いずれも申請者と直接関係のない医療機関でございます。

(5)の常時利用可能な病床数も5床確保されており、共同利用の体制が整備されております。よって、3ページの承認要件の①を満たしております。

11ページをご覧ください。「6 救急医療を提供する能力の状況」でございます。重症患者の受入れに対応できる医療従事者は、資料に記載しておりますとおり確保されております。また、重症救急患者のための病床についても、優先的に使用できる病床が12床ございます。加えて二次救急医療施設として、救急告示も受けており、3ページの承認要件の②の救急

医療を提供する能力を有するものでございます。

続きまして、「7 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修を行わせる能力の状況」でございます。昨年度の研修の実績といたしまして、リハビリ院外研修会、救急救命士に対する実習及び勉強会、保健・医療・福祉連絡会研修会などが51回開催され、合計で510名が参加しているなど、研修を定期的に行う体制は整備されていると認められます。よって3ページの承認要件の③を満たしています。

以上の承認要件以外に、地域医療支援病院が行わなければならない事項としての確認が、資料の6ページの項目8以降となり、概要書では12ページ以降となります。

12ページをご覧ください。

「8 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法及び閲覧方法」についてですが、管理責任者、担当者、閲覧責任者、担当者のいずれも定められており、適切な体制が敷かれています。

「9 医療法施行規則第9条の19第1項に規定する委員会の構成」でございますが、学識経験者1名、医師会等医療関係団体の代表7名、地域住民の代表1名、当該病院の関係者5名、その他1名の、合計15名の体制で委員会が設置されております。

「10 患者からの相談に適切に応じる体制」でございますが、入退院支援センターを設置し、病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保しています。

「11 居宅等における医療の提供の推進に関する支援」でございますが、資料に記載のとおり様々な支援を行っており、在宅医療に必要な支援が行われております。

13ページをご覧ください。

「12 その他地域医療支援病院に求められる取組み」でございますが、連携体制を確保するための専用の室として、地域医療連携室を設けるなど、必要な取組みが行われています。

以上、事業計画書の書類審査及び1月23日に現地調査を実施いたしましたところ、承認要件を全て満たしております。

説明は、以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

(議長：金山会長)

ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。

(瀬戸旭医師会 鳥井会長)

ただ今の説明では、資料の3ページに記載された6つの承認要件以外にも、地域医療支援病院が行わなければならないことがあり、それが概要書の12ページ以降に記載してあるとの説明をいただきましたが、これらの事項が地域医療支援病院の承認に必要なであるという国の根拠規定が、どこかにありますか？又これらが本当に必要な要件であるなら、6要件と同様

に最初に説明すべきではないかと思われませんが。

(医務課医療指導グループ 伊佐地課長補佐)

先に掲げました6つの要件については医療法第4条に規定されているものであり、国が「地域医療支援病院と称することができる」要件として定めているものでございます。

一方その他の要件につきましては、主に医療法の第16条の2に定められており、承認された地域医療支援病院の管理者が行わなくてはならない事項です。愛知県では承認にあたりまして先の6つの要件だけでなく、これら必須の事項についても、承認に際して確認を行っておりますので、今回必要な要件として説明させていただきましたが、御指摘のとおり、わかりにくい説明であったと思いますので、今後検討させていただきます。

(議長：金山会長)

では他に意見もないようですので、採決を行います。
旭労災病院の地域医療支援病院について、承認される方は挙手をお願いします。

【事務局が挙手の賛否について確認】

(議長：金山会長)

本件については全員一致で承認されました。

議題(2)
「介護保険施設等の整備計画について」

続きまして、議題(2)「介護保険施設等の整備計画について」、審議を行います。

では事務局から、本件についての説明をお願いします。

(尾張福祉相談センター 猿渡次長)

尾張福祉相談センターの猿渡と申します。

日頃は、福祉行政の推進に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

それでは、議題2の「介護保険施設等の整備計画について」説明させていただきます。申し訳ありませんが、着座にて説明させていただきます。お手元の資料2-1「介護保険施設等の整備計画について」をご覧ください。

今回の整備計画は、介護老人福祉施設1件でございます。最初に「介護保険施設整備の手続きについて」ご説明しますので、1枚おめくりいただき、資料2-2をご覧ください。

介護保険施設の整備に当たっては、介護保険法に基づき愛知県知事の指定を受ける必要がありますが、入所型施設の整備については、各市町村の介護保険計画、具体的に申し上げますと、本件の場合、令和2年度までを

計画期間とする第7期愛知県高齢者健康福祉計画になりますが、この計画との整合性を図る観点から、圏域毎に必要な整備目標数を決定し、この圏域会議で整備枠の承認を受けるという、事前協議制を採用しております。

圏域ごとに整備枠を設ける理由は、それぞれの地域で必要な介護施設の整備を促進するには、ニーズを把握し、介護保険における給付と負担のバランスを考慮しながら進めて行く必要があるためです。

3「事前協議の流れ」についてであります。まず、(1)の事前相談票の提出がありますと、整備予定地の市町村へ意見をお聴きし、(3)の圏域内の市町村で構成するワーキンググループを開催して圏域における調整を行います。

その後、この圏域会議でご意見をお聴きしたのち、(5)のとおりその結果を事前相談票提出者に通知いたします。

今回、ご審議いただく案件は、4に記載してある施設種類のうち、(1)の「介護老人福祉施設」についてでございます。この手続の詳細につきましては、1枚おめくりいただいた参考資料として「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領（関係分の抜粋）」を添付しております。

次に、もう2枚おめくりいただいて、資料2-3の「尾張東部圏域第7期介護保険施設等整備計画」をご覧ください。

この資料には、表が5つございますが、1の介護老人福祉施設の表をご覧くださいますと、左から「区分」、その右に、「元年9月末定員数」、「整備目標」、それから「必要数」かつこ整備枠、この整備枠といいますのは、元年度の整備目標から元年9月末定員数を、差し引いたものでございます。そして、一番右に今回申請分、を記載しております。

今回事前相談のありました1の「介護老人福祉施設」のこの圏域における令和元年度の整備枠は、この表の一番下に網掛けをしておりますが、元年度の整備目標1,479名から、元年9月末定員数1,419名を差し引いた60名でございます。令和元年度の整備枠は60名でございます。なお、圏域内の介護保険施設の設置状況につきましては、1枚おめくりいただいた次の資料2-4に、施設の種別、市町別に施設名と定員を記載しております。

資料2-1にお戻りください。

今回事前相談のありました整備計画の内容は、社会福祉法人日進福祉会からのもので、現在、日進市内で運営している「介護老人福祉施設」に併設された短期入所生活介護、すなわちショートステイの20名分を「介護老人福祉施設」に変更し、その定員を100名から120名とするものです。ショートステイを介護老人福祉施設に変更する理由は、ショートステイの待機者が減り、介護老人福祉施設の待機者が増加しているため、開所予定は令和2年4月でございます。

この計画の整備予定定員20名というのは、先ほど資料2-3でご説明しました介護老人福祉施設の第7期整備計画の元年度整備枠である60名の範囲内でございます。

また、本計画につきましては、整備予定地である日進市さんの参考意見を求めるとともに、令和2年1月16日に開催したワーキンググループに諮ったところ、圏域内の全市町、5市1町さんの了解が得られていることから、承認が適当と考えております。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長：金山会長)

ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。

(瀬戸旭長久手薬剤師会 水野会長)

先程の説明ですと、ショートステイ分を施設分に変更されるということですが、今後ショートステイが増えないという考えで変更されるのでしょうか？ショートステイ分がなくなることも、問題あるように思われるのですが？

(尾張福祉相談センター 猿渡次長)

特別養護老人ホーム分が120名に増えてますが、特別養護老人ホームでは、空床分、いわゆる空きベッドをショートステイ分として利用するということですので、今回は需要に応じた変更と言えらと思います。

(瀬戸旭長久手薬剤師会 水野会長)

今日の日進の状況として、特養のベッド数が不足しているという状況ではないということですか？

(尾張福祉相談センター 猿渡次長)

介護保険施設の整備計画が3年毎で策定されることから、県の高齢福祉課で待機者の調査を3年に1度行っているのですが、これによりますと日進市では26年度調査では38名、29年度調査では24名となっており、若干減少しているという状況です。

(瀬戸旭長久手薬剤師会 水野会長)

了解しました。

(議長：金山会長)

では他に意見もないようですので、採決を行います。

社会福祉法人 日進福祉会からの、介護老人福祉施設の定員増の指定について、承認される方は挙手をお願いします。

【事務局が挙手の賛否について確認】

<p>報告事項 「愛知県地域保健医療計画別表の更新について」</p>	<p>(議長：金山会長) 本件については全員一致で承認されました。 以上で議題は終了となります。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。 では、報告事項「愛知県地域保健医療計画別表の更新について」、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(瀬戸保健所 梶田主任主査) では事務局より、報告事項「愛知県地域保健医療計画別表の更新について」報告させていただきます。瀬戸保健所総務企画課の梶田と申します。 では着座にて失礼いたします。 資料3-1及び3-2を御覧いただきたいと思います。 タイトルが「愛知県地域保健医療計画別表（医療計画に記載されている医療機関名）より抜粋」となっております。 まず簡単にこの別表の概要について御説明させていただきます。愛知県の保健医療対策の今後の基本方針を示し、さまざまな保健医療サービスを適正に提供することができる体制づくりを目的としました愛知県地域保健医療計画ですけれども、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患といった5疾病、それから救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療、へき地医療の5事業及び在宅医療を提供する個々の医療機関名につきましては、もともと医療計画の冊子の本文中、或いは体系図の方に医療機関名が記載されておりましたけれども、医療機関の数及び内容といったものが多数に及び、本文中の記載が困難になったため、「別表」という形で別冊にしております。 この別表というものは、全体で30数ページに及びますけれども、各医療機関からの報告、或いは県庁が行う調査等で変更が判明次第、随時更新をしております。そして、更新が行われましたら直近のこの圏域推進会議に御報告することになっております。 今回は、令和元年10月25日に更新がされましたので、変更のあった部分を報告いたします。資料3-1をご覧ください。 「1 がんの体系図に記載されている医療機関名」のうち、愛知医科大学病院がこれまでのがん診療拠点病院から、国が指定する地域がん診療連携拠点病院に変更されたことによるものでありまして、表中の左から2列目「がん診療連携拠点病院等」の病院名のところに「地域がん診療連携拠点病院」を表す※（こめマーク）がついております。 今回の更新分については以上です。 これ以外の部分につきましては、この医療圏に関しましては異動がありませんでした。 なお本日は、資料の1-3として令和元年10月25日の更新を踏まえた、別表の最新版を添付させていただいております。</p>
--	--

<p>その他 「新型コロナウイルスに係る相談等についての状況報告」</p>	<p>愛知県地域保健医療計画の別表の更新についての報告は以上です。</p> <p>(議長：金山会長) ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。</p> <p>特に御意見・御質問もないようですので、これで報告事項は終了いたします。</p> <p>なおこの後、新型コロナウイルスに係る相談等について、保健所から状況報告がありますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>(瀬戸保健所 水野環境・食品安全課長) 瀬戸保健所 環境・食品安全課の水野です。よろしくお願います。 お手元の参考資料を御覧下さい。1月27日(月)から2月10日(月)までの、瀬戸保健所における新型コロナウイルスに係る電話相談件数の集計であり、閉庁日の土日祝日以外の月から金までの曜日ごとの相談件数をあげております。なお土曜日の列の一番下に100という記載がありますが、これがこの間の合計相談件数でございます。</p> <p>県庁の方では、概ね1日140件位の相談があったということですので、それと比較すると今のところそれ程数多くの相談は寄せられてはいないという状況です。</p> <p>瀬戸保健所では新型インフルエンザ対策のため、医療機関を始めとする市町、消防を含む各関係機関との間で連絡調整会議を設けて、対策を行っておりますが、この会議体制を新型コロナウイルスの医療体制に流用することにしております。</p> <p>なお入院体制については、感染症の指定医療機関である公立陶生病院を中心とした管内の6病院にお願いし、外来診療については、診療所を含めた13医療機関で対応していただくことをお願いしています。</p> <p>感染症法に規定されております感染症ですので、当初は指定医療機関の公立陶生病院がメインとなると思いますが、患者数が増えた場合には、前述の協力医療機関に御協力いただき、医療を確保していく予定です。</p> <p>中国の体制等、今後状況がどのように推移していくかわかりませんが、それに合わせて臨機応変に当医療圏の医療体制を確保して参りたいと考えておりますので、御協力の程よろしくお願いいたします。</p> <p>(議長：金山会長) ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(瀬戸旭医師会 鳥井会長) 入院については6病院、外来診療については13医療機関で対応することをお願いしているとのことですが、これは公表されているのですか？</p>
---	--

(瀬戸保健所 水野環境・食品安全課長)

公表されておりません。瀬戸保健所に相談があった段階で、陶生病院が
いっぱいに対応できなくなった場合に初めて、「こちらにかかって下さ
い。」とその医療機関を紹介することになります。

一部都道府県においては公表しているところもありますが、愛知県では
公表しない方針としております。

(議長：金山会長)

上海から帰って来た方がおりまして、「少し熱がある」ということで保
健所に相談したら「現段階では上海は検査対象になっていないので、近く
の医療機関に行きなさい」と言われてうちのクリニックに来られたことが
あったのですが、現在のところ保健所で対応していただける中国からの帰
国者、接触者というのはどのような取り決めになっているのですか？

(瀬戸保健所 水野環境・食品安全課長)

武漢を含んだ湖北省からの帰国者だけということになっていますが、本
日のニュースの中で、「明日から浙江省から来た中国人についても入国を
拒否する方針である」という話がありましたので、まだ連絡はありません
が、もしかすると浙江省からの帰国者についても検査体制の中を含めるこ
とになる可能性があります。

ただ、現在検査ができるのが全国で1日1,500人、愛知県では1日9人
と聞いております。従ってどのように取捨選択するかということにもなり
ますので、今のところこのやり方でやって参ります。

国の検査態勢についても、今後もう少し広げていくとのことですので、
それができればもう少しいろいろな方の検査ができるとは思いますが、検
査能力の関係もあって対象を限定させていただいております。

ただ奈良のバス運転手の件もありましたので、「何かしらの濃厚接触等
があった」というような御相談あるようでしたら、現体制の中でも検査に
ついて検討させていただきますので、よろしくお願ひします。

(議長：金山会長)

問い合わせがあった場合、とりあえず「保健所に連絡して指示を仰ぎな
さい」と言っておいてよろしいですか？よくわかりどころがあって、例
えば「1ヶ月前に武漢にいた」というような方もいたもんですから？

(瀬戸保健所 水野環境・食品安全課長)

現状、潜伏期間は12.5日とされていますので、多めに見ても14日以上
前のことであれば問題ないと思われませんが、うちの保健所の例ですと最初
コロナの疑いのあった方が、検査の結果レジオネラであったということが
ありました。レジオネラのような感染症の可能性についても、見落とさな

<p>議事終了</p>	<p>いでいただきたいとは思いますが。その点について、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>(議長：金山会長)</p> <p>ありがとうございます。他に御意見、御質問はありませんか？</p> <p>では他に御質問もないようですので、以上で本日予定しておりました報告等は終了いたしますが、全般を通じまして、また、その他にも何か御意見・御質問がありましたらお願いします。</p> <p>では他に御意見等もないようですので、これをもちまして、議事を終了させていただきます。</p> <p>皆様の御協力により、議事が円滑に進みましたことをお礼申し上げます。ありがとうございます。事務局へ進行をお返しします。</p>
<p>閉会時の説明</p>	<p>(事務局：皆藤次長)</p> <p>金山様、議事進行ありがとうございました。</p> <p>本日の会議録につきましては、発言内容を確認させていただいた後、当保健所のホームページに公開する予定としております。</p> <p>では閉会に当たり、瀬戸保健所長から御挨拶申し上げます。</p>
<p>所長あいさつ</p>	<p>(鈴木瀬戸保健所長)</p> <p>皆様には、御臨席をいただきまして、また、貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。</p> <p>県といたしましては、今後とも保健・医療・福祉の一層の充実に向けて取り組んでまいりますので、引き続き、御支援・御協力を賜りますようお願いいたします。ありがとうございました。</p>
<p>閉会</p>	<p>(事務局：皆藤次長)</p> <p>これをもちまして、令和元年度第2回尾張東部圏域保健医療福祉推進会議を終了いたします。</p>